別表十七（三の十二）付表　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の7第4項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の91第4項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

別表十七（三の十二）付表　外国関係会社の課税対象金額等に係る控除対象所得税額等相当額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

外国関係会社の名称		1			
本店又は主たる事務所の所在	国名又は地域名	2			
	所在地	3			
事業年度		4	・　・ ・　・		
所得税等の額		5	円		

特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額等の計算

適用対象金額（別表十七（三の八）「26」）	6		
子会社から受ける配当等の額	7		
控除対象配当等の額	8		
調整適用対象金額 (6)＋(7)＋(8)	9		
課税対象金額又は個別課税対象金額（別表十七（三の八）「28」）	10		
(10)/(9)	11		%
(5)×(11)	12		円

外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社に係る控除対象所得税額等相当額等の計算

特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合 適用対象金額 (49)	13		
子会社から受ける配当等の額	14		
控除対象配当等の額	15		
調整適用対象金額 (13)＋(14)＋(15)	16		
部分適用対象金額（別表十七（三の九）「7」）	17		
部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額（別表十七（三の九）「9」）	18		
(18)≦(16)の場合 (18)/(16)	19		%
(18)＞(16)の場合 (18)/(17)	20		%
(5)×((19)又は(20))	21		円

外国金融子会社等に係る控除対象所得税額等相当額等の計算

特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合 適用対象金額 (49)	22		
子会社から受ける配当等の額	23		
控除対象配当等の額	24		
調整適用対象金額 (22)＋(23)＋(24)	25		
金融子会社等部分適用対象金額（別表十七（三の十）「9」）	26		
金融子会社等部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額（別表十七（三の十）「11」）	27		
(27)≦(25)の場合 (27)/(25)	28		%
(27)＞(25)の場合 (27)/(26)	29		%
(5)×((28)又は(29))	30		円

控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額 ((12)、(21)又は(30))	31		円

特定外国関係会社又は対象外国関係会社に該当するものとした場合の適用対象金額の計算

所得計算上の適用法令		32	本邦法令・外国法令	減算	控除対象配当等の額	41	
当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額		33				42	
加算	損金の額に算入した法人所得税の額	34				43	
		35			小計	44	
		36			基準所得金額 (33)＋(38)－(44)	45	
		37			繰越欠損金の当期控除額	46	
	小計	38			当期中に納付することとなる法人所得税の額	47	
減算	益金の額に算入した法人所得税の還付額	39			当期中に還付を受けることとなる法人所得税の額	48	
	子会社から受ける配当等の額	40			適用対象金額 (45)－(46)－(47)＋(48)	49	

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）